◇関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二四〇号）（財務省）

1　関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。

㈠　修正申告書及び更正請求書について、納税申告等をした税関長に提出しなければならない旨を明確化することとした。（関税法施行令第四条の一六及び第四条の一七関係）

㈡　特定輸出者、特定委託輸出者及び特定製造貨物輸出者の輸出申告手続等について規定の整備を行うとともに、特例輸入者及び特例委託輸入者の輸入申告手続等を規定することとした。（関税法施行令第五九条の七及び第五九条の二〇等関係）

㈢　輸出申告又は輸入申告の特例を適用しない貨物として、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により輸出され、又は輸入される貨物を規定することとした。（関税法施行令第五九条の八及び第五九条の二一関係）

㈣　郵便物以外の貨物に係る税関長の権限は、財務大臣が指定する税関官署の長には委任されない旨を規定することとした。（関税法施行令第九二条等関係）

㈤　関税等の軽減、免除又は払戻し等を受けるための書類の提出先について規定の整備を行うこととした。（関税定率法施行令第一条等、関税暫定措置法施行令第二三条等、相殺関税に関する政令第一五条及び不当廉売関税に関する政令第一九条等関係）

㈥　認定通関業者が通関業務を行う営業所を新たに設けようとする場合の届出の手続を規定することとした。（通関業法施行令第二条関係）

㈦　通関業務を行う営業所に設置しなければならない通関士の要件を変更するとともに、通関士の設置に係る地域の指定を廃止することとした。（通関業法施行令第四条、第五条及び別表関係）

㈧　通関業法に規定する財務大臣の権限のうち、税関長に委任する権限を規定することとした。（通関業法施行令第一四条関係）

2　この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令

政令第二百三十八号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条」を「第四十八条」に、「第五十条」を「第四十九条」に改める。

第二条第二項中「大臣官房に統計情報部を、」を削る。

第三条第一項中第二十号から第二十二号までを削り、第二十三号を第二十号とし、同条第二項を削る。

第七条第一項中第二十一号を第二十四号とし、第十二号から第二十号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「第七号」を「第十号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十号を第十三号とし、第二号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二　労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利の保障に関すること（中央労働委員会の所掌に属するものを除く。）。

三　労働関係の調整に関する政策の企画及び立案に関すること。

四　個別労働関係紛争の解決の促進に関すること。

第七条第二項中「前項第四号及び第五号」を「前項第七号及び第八号」に、「同項第十六号」を「同項第十九号」に、「同項第十八号」を「同項第二十一号」に改める。

第十一条第一項第二十号中「大臣官房及び」を削る。

第十五条第十号を削り、同条第十一号中「中央労働委員会」の下に「及び労働基準局」を加え、同号を同条第十号とし、同条第十二号を同条第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　人口動態統計、毎月勤労統計調査その他統計に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第十五条中第十七号を第二十号とし、第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、同号の前に次の二号を加える。

十五　厚生労働省の所掌事務に係る資料その他の情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

十六　厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第十五条第十三号を同条第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

十三　国立国会図書館支部厚生労働省図書館に関すること。